（資料２）

農業競争力強化支援関係省庁連絡会議の設置について（案）

平成 29 年９月８日
令和２年４月１日一部改正
関係省庁申し合わせ

第１　趣旨

農業競争力強化支援法（平成 29 年８月１日施行）に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現していくためには、関係省庁間で相互に連携・協力し、関連施策を円滑かつ効果的に実施していくことが必要である。

このため、関係省庁間において、農政改革の取組や関係業界の状況等に関する認識の共有を図るとともに、事業者による事業再編等の取組を関係省庁が連携・協力して促進することを目的に「農業競争力強化支援関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第２　構成

⑴ 連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。

⑵ 連絡会議に議長を置く。議長は、農林水産省生産局長及び食料産業局長をもって充てる。

⑶ 構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。

⑷ 連絡会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体、有識者等に出席を要請することができる。

⑸ 連絡会議の下で、必要に応じて関係省庁の課長又は室長等クラスからなる担当者連絡会議を開催する。

第３　事務局

連絡会議の事務局は、関係省庁の協力を得て、農林水産省生産局技術普及課及び食料産業局企画課において処理する。

第４　その他

⑴ 連絡会議は、構成員の要請に応じて、適宜開催する。

⑵ 連絡会議の運営等に関し必要な事項については、連絡会議において定める。

⑶ 連絡会議は非公表とする。なお、連絡会議の配付資料及び議事概要については、原則、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページにより公表する。

（資料２）

農業競争力強化支援関係省庁連絡会議　構成員（案）

農林水産省

大臣官房総括審議官
消費・安全局長
食料産業局長（共同議長）
生産局長（共同議長）
経営局長
政策統括官

経済産業省

経済産業政策局長
中小企業庁次長

金融庁

監督局長

厚生労働省

職業安定局長

公正取引委員会

経済取引局長

国税庁

長官官房審議官　※追加予定

（参考）

関係省庁担当者連絡会議の構成員（案）

農林水産省

食料産業局企画課（共同議長）
食料産業局産業連携課
食料産業局食品流通課
食料産業局食品製造課
消費・安全局農産安全管理課
消費・安全局畜水産安全管理課
消費・安全局植物防疫課
生産局技術普及課（共同議長）
生産局園芸作物課
生産局飼料課
経営局協同組織課
政策統括官付穀物課
農林水産技術会議事務局研究企画課
大臣官房政策課

経済産業省

経済産業政策局産業創造課
製造産業局素材産業課
製造産業局産業機械課
商務情報政策局消費・流通政策課
中小企業庁経営支援部経営支援課

金融庁

監督局銀行第二課

厚生労働省

職業安定局雇用政策課

公正取引委員会

経済取引局総務課

国税庁

課税部酒税課（酒類製造・卸・小売事業を所管）　※追加予定